

障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県が実施する障害者農業参入チャレンジ事業で得た技術等を基に、玉ねぎの生産及び販売により工賃向上に取り組む障害者就労施設（以下「障害者就労施設」という）に対し、予算の範囲内において、玉ねぎの生産に必要な農業用機械購入のための補助金を交付する。

2 前項の補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付対象となる「障害者就労施設」は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、別表2のとおりとする。

2 前項において、購入に伴う諸経費は対象外とする。

3 購入後の維持管理に係る経費は、対象外とする。

(補助率及び補助限度額)

第4条 前条の経費に対する補助率及び補助限度額は、別表3のとおりとする。

2 前項において算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(補助金交付の申請書等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、県が毎会計年度定め、補助金の交付申請対象となる施設に対して通知するものとする。

3 交付申請書の提出は、1施設当たり1回限りとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 知事は、補助金の交付を決定したときは、次に掲げる事項を記載した交付決定通知書（様式第2号）を速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金等の交付決定の内容

(2) 補助金等の交付の条件

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第3号）を速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第7条 補助事業者は、申請内容に変更等が生じる場合は、事業変更（中止）承認

申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を得なければならない。ただし、補助金額の増額変更はすることができない。

（変更等の承認）

第8条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、事業変更（中止）承認書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができるものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条に定める実績報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 補助対象機械購入に要した金額及びその内容について確認できる証拠書類の写し

（2） 前号に係る金額等が記載された売買契約書等の写し

（3） その他参考資料

3 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了後30日以内又は事業年度の3月17日のいずれか早い期日までとする。

（補助金額の確定）

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査するものとする。

2 知事は、前項により交付すべき補助金額を確定したときは、補助事業者へ交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の補助金の交付決定を受けた補助事業者は、様式第8号により知事に補助金の請求をするものとする。

2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

（財産処分の制限）

第12条 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して7年とする。

2 補助事業者は、前項の期間内に補助事業により取得した農業用機械の処分をしようとするときは、知事の承認を得なければならない。

3 補助事業者が前項の承認を得ようとするときは、財産処分承認申請書（様式第9

号)を知事に提出しなければならない。

- 4 知事が前項の承認をしようとするときは、原則として、第1項に定める期間に満たない期間に相当する分の金額を返還させることとする。その金額は、所得税法に定める減価償却費の計算方法による未償却残高とし、その都度、知事と補助事業者とで協議して決定する。

ただし、補助事業者の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして以下に該当する場合は、補助金の返還は要しない。

- (1) 天災等により機械が使用不能となり処分する場合
- (2) 施設の過失のない事故等により使用不能となり処分する場合
- (3) その他、知事が特に認める場合

- 5 知事は、当該処分の可否を決定したときは、様式第10号により補助事業者に通知しなければならない。

(維持管理)

第13条 補助事業者は、この補助金を受けて購入した農業用機械を主として玉ねぎの生産に使用し、かつ適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、この補助金を受けて購入した農業用機械の使用保管状況について、様式第11号により補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して7年間、もしくは農業用機械を処分するまでのいずれか早く到来するまでの期間、毎年度3月31日までに知事あてに報告しなければならない。

- 3 前項における使用保管状況により玉ねぎの生産に使用していないことが明らか場合は、知事は補助金の返還を求めることができる。その計算方法は、第12条第4項による。

(帳簿の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備保管しなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して7年間保管しなければならない。ただし、事業により取得した農業用機械の処分制限期間を経過しない場合においては、処分制限期間が終了するまでの間とする。

- 3 知事が別途、報告を要求したときは補助事業者はそれに応じなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から適用する。

この要綱は、平成30年9月10日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

説 明	内 容
補助金交付対象施設	下記の要件をすべて満たす就労継続支援 B 型事業所。 (1) 埼玉県が実施する障害者農業参入チャレンジ事業に 3 年間参加した施設。 (2) 上記事業の終了後、引き続き玉ねぎの生産を行い工 賃向上に取り組む施設。

別表 2 (第 3 条関係)

説 明	内 容
補助対象経費	(1) 補助金交付対象施設が玉ねぎを生産するために必要 な農業用機械の購入に要する経費のうち本体価格に相 当する金額 (消費税額は対象外)。

別表 3 (第 4 条関係)

補助率	補助限度額
10 分の 10	1 施設当たり 40 万円

様式第1号（第5条関係）

障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金
交付申請書

年 月 日

（宛先） 埼玉県知事

所在地

法人名

法人の代表者・職・氏名

印

下記により、障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。）第4条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 障害者就労施設名

2 補助金交付申請額 金 円

3 実施計画書 別紙のとおり

実施計画書

1 就労継続支援B型事業所の概要

法人名	
事業所名	(定員 人) ※
事業所所在地	
担当者名	
TEL / FAX	

※提出年度の4月1日の人数を（多機能型事業所の場合は他の事業を除いて）記載すること。

2 購入する農業用機械

機械の種類	
使用用途	
機械の名称	
メーカー名	
購入予定金額	本体価格 円 消費税 円
購入先（予定）	
補助金申請予定金額	円 *千円未満切り捨て
その他	

3 玉ねぎ生産計画

玉ねぎ作付面積	m ²
農地所在地	
玉ねぎ生産計画 (時期・作業内容)	
補助対象機械使用計画 (使用時期・方法等)	
販売計画 (販売先・イベント名等)	
玉ねぎ以外の農業活動	
工賃向上への取組計画	別表のとおり

(別表)

工賃向上への取組計画

	年度 実績額 *直近の年度	年度 目標額	年度 目標額	年度 目標額	年度 目標額
工賃実績額 (目標額)	円	円	円	円	円
取組内容					

様式第2号（第6条関係）

障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金
交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付決定の内容

年 月 日付け 第 号で申請のあった障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金交付申請書に記載のとおり

3 交付の条件

- (1) この補助金を受けて購入した農業用機械は主として玉ねぎの生産に使用するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (2) 農業用機械の使用保管状況について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して7年間、毎年度、知事あてに報告しなければならない。また、知事が別途報告を要求したときには、障害者就労施設はそれに応じなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。
 - ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。
 - イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。
 - ウ 要綱第12条第4項に該当するとき。

4 その他留意事項

事業の実施に当たっては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。)及び障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金交付要綱を順守すること。

様式第3号（第6条関係）

障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金
不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金については、下記の理由により交付しないこととなりましたので、障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金交付要綱第6条第2項により通知します。

記

不交付決定の理由

様式第4号（第7条関係）

障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金
事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 埼玉県知事

所在地

法人名

法人の代表者・職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた事業について、
下記のとおり変更（中止）をしたいので、障害者農業参入チャレンジ事業機械購入
補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

法人名	
B型事業所名	
変更等の内容	
変更等の理由	
備考	

様式第5号（第8条関係）

障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金
事業変更（中止）承認通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

年 月 日付け 第 号で申請のあった障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助事業変更（中止）については、下記のとおり承認しました（承認しません）ので、通知します。

記

1 承認・不承認の別	承認します ・ 承認しません
2 交付決定変更の内容	
3 条 件	
4 備 考	

障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金
事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 埼玉県知事

所在地

法人名

法人の代表者・職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金について、下記のとおり補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。）第13条の規定により報告します。

記

- 1 補助対象機械の内容 事業報告書（別紙1）のとおり
- 2 支出実績額等 下記のとおり

支出合計 (A)	補助金上限額 (B)	補助金請求予定額
本体価格 円	円 400,000	円
消費税額 円		*千円未満切り捨て

*消費税額は補助対象外

(添付書類)

- 1 補助金の対象となる農業用機械購入に要した金額及びその内容について確認できる証拠書類の写し
- 2 1に係る金額等が記載された売買契約書類等の写し
- 3 その他、参考となる資料

別紙1

事業報告書

1 施設の概要

法人名	
事業所名	(定員 人) ※
事業所所在地	
担当者名	
TEL / FAX	

2 補助対象機械の状況

機械の種類	
使用用途	
機械の名称	
メーカー名	
購入先	
常時保管する場所	
機械の写真	(別紙に貼付)
備考	

3 購入経費内訳書

区分	金額(円)
本体価格	円
消費税額	円
支出合計	円

* この様式は、補助事業完了後30日以内又は事業年度の3月17日のいずれか早い期日までに提出すること。

様式第7号（第10条関係）

障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金
交付額確定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付け 第 号で報告のあった障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第8号（第11条関係）

障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金
交付請求書

年 月 日

（宛先）埼玉県知事

所在地
法人名
法人の代表者・職・氏名 印

年 月 日付け 第 号で障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金交付額確定通知を受けましたので、障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	支店名	口座の種別	口座番号
		普通・当座 ※いずれかに○を付ける。	
カナ名義			
口座名義			

※通帳の写し（振込先が確認できる箇所）を添付すること。

様式第9号（第12条関係）

障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金
財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先） 埼玉県知事

所在地

法人名

法人の代表者・職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた事業について、
下記のとおり処分したいので、障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金交付
要綱第12条第3項の規定により申請します。

記

法人名	
事業所名	
機械の名称	
処分等の内容	廃棄・譲渡・その他（ ）
処分等の理由	
処分の相手先	
処分後の事業計画	
備考	

様式第10号（第12条関係）

障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金
財産処分承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付け 第 号で申請のあった障害者農業参入チャレンジ事業機械の処分等については、下記のとおり承認します（承認しません）ので、通知します。

記

1 承認・不承認の別	承認します ・ 承認しません
2 処分等の内容	廃棄・譲渡・その他（ ）
3 承認の条件	
4 備考	

様式第11号（第13条関係）

障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金
使用保管状況報告書

年 月 日

(宛先) 埼玉県知事

所在地

法人名

法人の代表者・職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けて購入した機械 について、障害者農業参入チャレンジ事業機械購入補助金交付要綱第13条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 障害者就労施設の概要

事業所名			
事業所所在地			
年度工賃月額 *直近年度の実績を記入	月額	円	
過去3年間の工賃実績 (月額)	年度	年度	年度
	円	円	円

2 購入した機械の状況等

機械の種類	
機械の名称	
メーカー名	
購入金額(うち消費税額)	
使用用途及び使用実績	
購入年月日	
保管場所住所	
写真(機械本体・銘板)	(別紙に貼付)

3 玉ねぎの生産・出荷等の状況（ 年度実績）

* 報告年度の収穫分について記入

収穫量 (kg)	出荷先	販売単価 (円/kg)	出荷量 (kg)	出荷額計 (円)

上記の玉ねぎ生産に従事した 利用者人数（月平均）
人

4 玉ねぎ生産以外の工賃向上への取組（ 年度実績）

項 目	内 容
農業（玉ねぎ生産以外）	
農 業 以 外 の 取 組	

*この様式は、毎年度3月31日までに提出すること。